



## 利用者とともに看護師も「あゆみ」ます！

医療的ケアの利用登録数  
43名中8名  
医療的ケアの提供回数  
月平均643回

あゆみの家は、区内では最も障害程度が重度の方々が通所している施設で、日常的に医療的なケアを提供しています。24年度は利用者43名中、8名が医療的ケアの利用登録をしていて①吸引、②経管栄養、③吸入、④エアウェイの管理、⑤酸素の管理の5種類のケアを受けました。25年度には1名の方が導尿のケアが必要になるので医療的ケアの種類は6種類になります。

### 重要度が増す看護師の仕事

医療的ケアは、法律上、介護職員はできないので4名の看護師が行っていますが、毎月平均643回、1日当たり約30回のケアを提供していることとなります。（平成24年度実績）看護師の仕事は医療的ケアの他に利用者全体の健康管理や服薬管理、緊急時の座薬投与、歯科や内科などの健康診断から予防接種、感染症対応、保護者との連絡調整等、日常の健康支援のための業務は多岐にわたります。

学校や病院に比べると支援対象となる人数は多いわけではありませんが、生活介護事業の日中活動から外出プログラム、入浴、通所バスへの添乗まで利用者のいる所にはいつも介護職員とともに看護師の姿があります。昨年9月に始まった土曜ケアサポートでも医療的ケアの必要な方の利用があるので土曜日にも出勤日になりました。

利用者の加齢に伴う体調変化や二次障害による重度化、新規入所者の障害の重度化傾向とリハビリプログラムとの連携の必要性の高まり等、今後はますます仕事量が増えていくことが予想されます。

一方、区内の障害者施設で最も医療面の支援体制が整っているあゆみの家の事業の中で唯一、医療的ケアが必要な方が利用できない事業としてショートステイ事業があります。父母会からは「そういう方こそ介護者の休息や緊急時の支援のためにショートステイを利用できるようにしてほしい」という要望が毎年出ています。この願いにどこまで応えることができるのかは、今後の運営上の大きな課題です。



平成24年4月から医療的ケアで大きな変化がありました。法律改正が行われて一定の研修を受けた介護職員がいる施設で法律が指定する医療的ケアなら実施できることになりました。また、新宿区は、区内の障害者福祉施設における利用者の重度化傾向や特別支援学校の卒業生にも医療的ケアの必要な方が増えていることへの対応策として、福祉施設における医療的ケアの整備を進めるための独自の施策を始めました。

「新宿区障害者施設医療的ケア体制支援事業」がそれで、区内の訪問医療機関と訪問看護事業所の共同事業体に業務を委託しました。

主な支援内容は、福祉施設への看護師の派遣による指導や助言、「一定の研修」の実施によるスキルアップと人材育成の支援です。区内ではあゆみの家の利用者も入居

している福祉ホームがさっそく看護師の派遣を受けました。

### 医療的ケアの研修を始める

あゆみの家では介護職員が医療的ケアを実施できるようにするために、共同事業体の協力を得て、国が指定する研修を実施することにしました。介護職員が認証を得るという目的以外にも職員の介護技術の全体的な底上げにもしたいと考えています。

認証を得るためには9時間（1時間半×6回）の講習とケアを必要とする方に対する実技研修（時間数の設定はなく講師による習得確認が得られるまでの研修）、さらには合格点90点以上の筆記試験をクリアする必要があります。毎月1回、6か月にわたり利用者支援が終わった夕方からこの講習会は始まります。3月中旬に筆記試験、落第すると追試を受けて実技研修に進みます。目標は、介護職員8名の認証です。

5月の連休明け頃に、遅ればせながら、サクサク！の朗報をお届けできると、負担が増す看護師のサポートができて、ショートステイ利用の道筋も見えてくるのではないかと期待しています。

